就農支援資金及び旧農業改善資金	保険に付しているもの		70								
	保険に付していないもの										
	計										
一般資金等 主務大臣指定資金等	保険に付しているもの		70								
	保険に付していないもの										
	計										
一般資金等 その他資金	再保証に付しているもの		50								
	再保証に付していないもの										
	計										
合計											

（記載上の注意）

この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。

⑶　その他の引当金の明細　（金額単位：円）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金					
退職給付引当金					

別紙様式第三号12を次のように改める。

12　共通収益及び費用配賦率

共通収益配賦率	基金平均残高割	近代化資金	%
		農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）	%
		就農支援資金及び旧農業改良資金	%
		一般資金等 主務大臣指定資金等	%
		一般資金等 うち金融公庫資金等	%
		一般資金等 その他資金	%
	保証平均残高割	近代化資金	%
		農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）	%
		就農支援資金及び旧農業改良資金	%
共通費用配賦率	保証件数割	一般資金等 主務大臣指定資金等	%
		一般資金等 うち金融公庫資金等	%
		一般資金等 その他資金	%
		近代化資金	%
		農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）	%
		就農支援資金及び旧農業改良資金	%
		一般資金等 主務大臣指定資金等	%
		一般資金等 うち金融公庫資金等	%
		一般資金等 その他資金	%

（記載上の注意）

この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。

附　則

1　この命令は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

2　この命令による改正後の農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令は、平成二十二年四月一日に開始した事業年度から適用する。